

新潟市財務規則運用要綱

平成31年4月1日制定
令和元年8月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和4年9月12日改正
令和6年1月4日改正
令和6年4月1日改正
令和6年7月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市財務規則（以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定財源による予算執行の制限の例外)

第2条 規則第20条に規定する特定財源の収入が確実に見込まれるときその他やむを得ない理由があるときは、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 国・県支出金については、その交付決定、内定又は内示があるとき並びに国、県の予算の裏付けのあるもの（当該予算が既に計上されており、かつ意思表示のあるもの）で事業計画の承認・認定があるとき及び補助申請が受理されているとき
- (2) 市債については、同意決定、同意予定、許可決定、許可予定又は事業計画の申請の承認（同意決定をする者の意思表示のあるもの）があるとき
- (3) 寄附金については、寄附採納の手続きが終了しているとき及び寄附者の意思表示があるとき
- (4) その他やむを得ない理由により財務課長が予算執行の必要があると認めたとき

(再配当を受けることができる課長)

第3条 規則第22条第2項に規定する市長が別に定める課長は、次のとおりとする。ただし、災害対応に関する予算に限っては規則第2条第1項第2号に規定する課長とする。

- (1) 危機管理防災局危機対策課長
- (2) 観光・国際交流部観光推進課長
- (3) 環境部環境対策課長
- (4) 環境部廃棄物対策課長
- (5) 福祉部福祉監査課長
- (6) こども未来部幼保運営課長
- (7) 下水道部下水道計画課長
- (8) 総務部デジタル行政推進課長
- (9) 財務部財務課長
- (10) 財務部市民税課長
- (11) 財務部資産税課長

- (12) 財務部納税課長
- (13) 区役所の地域総務課長及び総務課長
- (14) 教育委員会事務局特別支援教育課長

(出先機関の合議等不要の特例)

第4条 規則第29条第1項に規定する出先機関の特例として市長が別に定める経費は、次のとおりとする。

- (1) 東京事務所長が所管する歳出予算の執行に係る経費

(重要事項の合議)

第5条 規則第29条第3項に規定する財務部長が指定する予算の執行に関する重要な事項は、本市の財政運営に影響がある事項のうち次に掲げる事項とする。

- (1) 政策的に重要な経費の負担に関する方針の決定
- (2) 本市の行政の執行上、重要な事業の計画の策定又は改廃
- (3) 後年度において、多額な経費を負担することとなる事項に係る市の内部意思の決定
- (4) 翌年度以降の予算に係る国又は県に対する概算要望
- (5) 大規模な大会等の誘致
- (6) その他、財務部長が必要と認め、案件ごとに指定する事項

(予備費補充の要求)

第6条 規則第34条第2項に規定する「各課長」は、第22条第1項において財務部長が本配当する際に「課別に区分」した課長とする。

(収納金の払込み)

第7条 規則第62条第3項に規定する市長が認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 入場券、前売券及び物品の販売を委託する場合で、契約書で払い込み時期を定めるもの
- (2) 使用料、手数料又は物品売払収入と委託料の繰替払を行う場合で、契約書で精算時期を定めるもの

(経費執行伺兼支出命令書によることができる報償費)

第8条 規則別表第4第1項に規定する市長が別に定める報償金等は、次のとおりとする。

- (1) 別表の単価基準に該当するもの。なお、この基準によりがたいものであらかじめ財務課と協議のうえ単価基準の決裁を得たものを含む。
- (2) 報酬、手当等に相当するもので、別紙に定めるもの
- (3) 光熱水費、物品及び会場の使用料に相当するもので、1日単位で4,000円以下、半日単位で2,000円以下のもの。
- (4) 全国大会出場等賞賜金で、基準の明確なもの
- (5) 弔慰金で、基準の明確なもの

(工事に準ずる経費)

第9条 規則別表第5第1項第3号に規定する工事に準ずるものとして市長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 電気工事負担金

- (2) ガス工事負担金
- (3) 水道工事に係る給水加入金及び配水管工事負担金

(合議不要の金銭の寄附)

第10条 規則別表第5第2項第3号に規定する市長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 予算に定められた寄附金

(合議不要の受託契約の締結)

第11条 規則別表第5第2項第4号に規定する市長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 前年度以前に受託した契約と同様の内容で、定例的なもの

(合議不要の前金払)

第12条 規則別表第5第3項第4号に規定する市長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 電気工作物の保安管理業務委託料
- (3) 受験料及び受講料
- (4) 会議又は研修会の出席者負担金
- (5) 日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) CATVの年間使用料
- (7) 定期刊行物の代金
- (8) 官公署に支払う経費
- (9) 土地、建物及び再リースに係る賃借料
- (10) 電力柱及び電話柱の共架料
- (11) 危険物特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に係る審査委託費
- (12) 水道の工事検査手数料
- (13) 財務部契約課が所管する前金払の実施についての要綱により支払う経費
- (14) 東京事務所長が所管する歳出予算に係る前金払により支払う経費
- (15) 無線の年間使用料
- (16) 規則別表第4に掲げる経費

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

謝 礼 基 準

区 分		限 度 額
A	医師	15,700円
B	大学教授・弁護士・裁判官 官公署の幹部職員（部長級以上）相当 民間団体の幹部職員（部長級以上）	14,600円
C	大学准教授・講師	12,600円
D	小学校・中学校・高等学校の校長 民間団体の幹部職員以外の職員 官公署の幹部職員（課長級以上）相当	9,000円
E	小学校・中学校・高等学校の教諭 官公署の幹部職員以外の職員 公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者	7,600円
F	市町村ブロック単位組織団体の幹部職員 有資格の実技指導者	6,200円
G	青年会・婦人会の役員、実技指導補助者	5,200円

- 備考
- 1 限度額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
 - 2 講演等の場合、時間は概ね2時間とする。
 - 3 それぞれの区分には、これらに準ずる者を含むものとする。

別紙（第8条関係）

報酬・手当等相当の報償費

市 民 生 活 課	くらしのレポーター謝礼
男 女 共 同 参 画 課	男女共同参画推進センター企画委員謝礼 男女共同参画推進センター情報図書室協力員謝礼 男女共同参画推進センター事業保育者謝礼
歴 史 文 化 課	双書等編さん執筆謝礼 歴史資料調査協力員謝礼 博物館等運営協議会委員謝礼
国 際 課	外国籍市民懇談会委員謝礼
観 光 政 策 課	新潟市土産品コンクール審査員謝礼 にいがた観光親善大使活動謝礼
環 境 政 策 課	佐潟周辺自然環境保全連絡協議会委員謝礼 大気汚染常時監視測定局監視謝礼
福 祉 総 務 課	厚生統計調査員謝礼
障 が い 福 祉 課	身体及び知的障がい者相談員謝礼
介 護 保 険 課	介護相談員派遣謝礼
幼 保 支 援 課	各種健康診断医師謝礼
保 健 所 保 健 管 理 課	厚生統計調査員謝礼 社会保障・人口問題基本調査員謝礼 難病対策地域協議会委員謝礼
保 健 所 健 康 増 進 課	食生活改善推進委員謝礼 運動普及推進委員謝礼 歯科保健推進会議委員謝礼 保育者謝礼 健康づくり推進委員会委員謝礼

保健所食の安全推進課	食の安全意見交換会委員謝礼
農 林 政 策 課	保安林保護巡視謝礼
みどりの政策課	保存樹管理謝礼
契 約 課	入札等評価委員会委員謝礼
資 産 税 課	土地価格評定謝礼
区役所の 地域総務課及び総務課	愛護活動協力謝礼 公園管理協力謝礼
保 健 給 食 課	各種健康診断医師・歯科医師謝礼
学 校 支 援 課	教科用図書審議委員謝礼
特 別 支 援 教 育 課	就学支援委員会委員謝礼
生涯学習センター	市民大学運営委員謝礼